

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和4年6月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和5年3月14日付けで山形県知事から通知があった。

令和5年3月22日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (関係課)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
置賜総合支庁 総務課 連携支援室	<p>第5章第6-4 置賜文化ホール</p> <p>③ 施設使用許可申請書及び減免申請書の様式について</p> <p>現地視察時、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、関連資料の閲覧を実施したところ、当施設における使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは、条例施行規則に定めるものとは異なる手続きにより行われていた。</p> <p>実際の運用は、使用許可を受けようとする者が、指定管理者に対し、「置賜文化ホール使用許可申請書」（以下、「使用許可申請書」という。）を提出し、利用料金納入確認の後、使用許可書の交付を受ける。</p> <p>また、減免申請については、別途減免申請書の提出を求めるのではなく、使用許可申請書の記載事項に基づき、申請者が減免基準に該当する者であるか否かの確認を実施し、利用料金減免の有無を判断している。</p> <p>使用許可申請書の記載事項は、条例施行規則様式第1号及び第3号の記載事項を概ね網羅するものとなっており、使用料減免の判断に支障は生じていないものと思われるが、使用料の免</p>	<p>施行規則に定める様式は県が事務を行う場合に使用するものであり、指定管理者による施設の使用許可及び利用料金免除申請の事務手続きについては、指定管理に関する包括協定書第33条に基づき指定管理者が別に定める「置賜文化ホールの管理に関する要領」（以下「要領」という。）により行うこととしている。</p> <p>実際の手続では、使用許可申請は要領に基づき手続が行われていたが、利用料金免除申請は要領とは異なり、利用料金免除申請書の提出を求めない運用を行っていた。</p> <p>この度の指摘を受け、要領に基づく免除申請書の提出を求めるように運用を改めた。</p>

	<p>除を受けようとする者が免除申請書を提出するという条例の定めと実際の運用が異なっている現状は見直すべきである。</p> <p>県は、減免申請者に対して条例施行規則に定める別記様式第3号による申請書の提出を求めるべきであり、規則に基づく運用が実務上支障がある場合は、条例施行規則の別記様式を実際に使用している様式に改めるべきである。</p>	
--	---	--